三　短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療
D237　終夜睡眠ポリグラフィー　1　携帯用装置を使用した場合
D237　終夜睡眠ポリグラフィー　2　多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合
D237　終夜睡眠ポリグラフィー　3　1及び2以外の場合
D291―2　小児食物アレルギー負荷検査
D413　前立腺針生検法
K008　腋臭症手術　2　皮膚有毛部切除術
K093―2　関節鏡下手根管開放手術
K196―2　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）
K282　水晶体再建術　1　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの
K282　水晶体再建術　2　眼内レンズを挿入しない場合
K474　乳腺腫瘍摘出術　1　長径5センチメートル未満
K616―4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術
K617　下肢静脈瘤　手術　1　抜去切除術
K617　下肢静脈瘤　手術　2　硬化療法（一連として）
K617　下肢静脈瘤　手術　3　高位結紮術
K633　ヘルニア手術　5　鼠径ヘルニア
K634　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）
K721　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　1　長径二センチメートル未満
K721　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　2　長径二センチメートル以上
K743　痔核手術（脱肛を含む。）　2　硬化療法（四段階注射法によるもの）
K768　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）
K867　子宮頸部（腟部）切除術
K873　子宮鏡下子宮筋腫摘出術
M001―2　ガンマナイフによる定位放射線治療

別表第十二
脊髄損傷
筋ジストロフィー症
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）
ハンチントン病
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）
亜急性硬化性全脳炎
仮性球麻痺
脳性麻痺

別表第十三　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
十五歳未満の者であって人工呼吸器を使用している状態のもの又は十五歳以上のものであって人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

別表第十四　新生児特定集中治療室管理料の注1、総合周産期特定集中治療室管理料の注1及び新生児治療回復室入院医療管理料の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患
先天性水頭症
全前脳胞症
二分脊椎（脊椎破裂）
アーノルド・キアリ奇形
後鼻孔閉鎖
先天性喉頭軟化症
先天性気管支軟化症
先天性のう胞肺
肺低形成
食道閉鎖
十二指腸閉鎖
小腸閉鎖
鎖肛
ヒルシュスプルング病
総排泄腔遺残
頭蓋骨早期癒合症